

日本大学校友会準会員

診療費助成制度

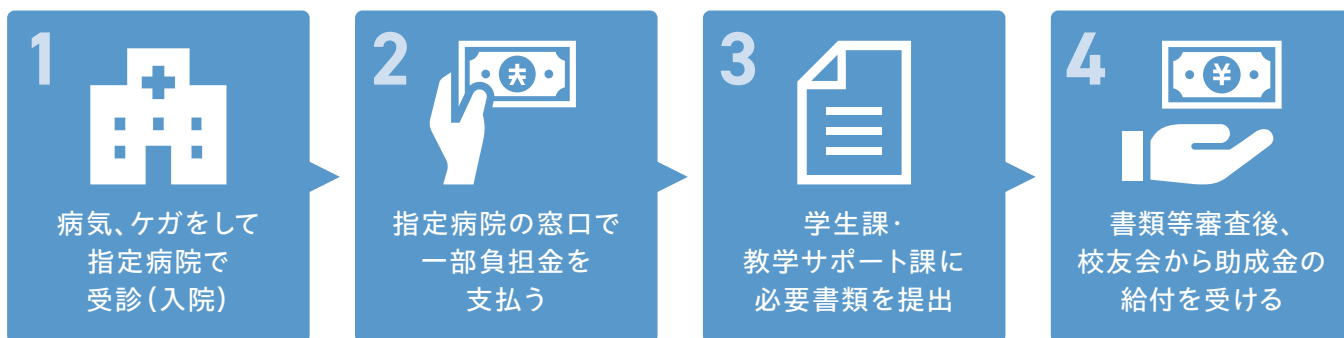
準会員の診療費の一部を校友会が負担します

在学中、病気やケガなどで多額の診療費が必要になることがあります。そんな時、日本大学では、「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」により対応しておりますが、適用範囲が授業中や課外活動中の事故やケガなどに限定されているため、給付が受けられず、経済的に困難な状況に陥る学生も少なくありません。そこで、校友会では病気や学外でのケガなども含め、健康保険を適用した保険診療一部負担金(調剤薬局分や食事療養費等の自己負担分を除く)について助成を行う「日本大学校友会準

会員診療費助成制度」を設けておりますので、より一層安心して学生生活を送ることができます。助成されるのは、高額療養費(区分)の自己負担限度額までとし、年度ごとの助成上限額は通信教育部が5万円、その他の学部は10万円です(※)。助成を受けるためには、校友会準会員会費を納入していることが条件になります。なお、制度の内容については随時見直しを行っておりますので、詳しくは各学部学生課・教学サポート課へお問い合わせください。

※高額療養費に係る上限設定については、日本大学校友会のホームページを参照してください。

診療費助成までの流れ



以下の全ての条件を満たす場合、助成が受けられます。

- 日本大学校友会準会員
- 準会員本人が診療を受けた
- 健康保険を適用して診療を受けた
- 指定病院(下記参照)で診療を受けた
- 下記の条件に当てはまらない

以下の場合、助成対象外です

- 『日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程』の適用となる、授業中や課外活動中の事故やケガ。
- 自賠責や労災などの適用となる、交通事故などの第三者行為によるケガ、アルバイト中の事故やケガ。
- 健康保険を利用しない自費診療、健康診断などの費用。

指定病院の窓口に行き、学生証または準会員証と保険証を提示して受診してください。

最後に病院窓口の一部負担金を支払い、領収書をもらいます。

紹介状

指定病院を受診する場合、初診時に紹介状がないと、「選定療養の特別料金」がかかる場合があります。なるべく、居住する地域の医療機関や学校医からの紹介状を持参して受診するようにしてください。

なお、自費で支払った「選定療養の特別料金」については助成対象外です。

[提出するもの]

●助成申請書
各学部学生課・教学サポート課にありますので、必要事項を記入してください。

●指定病院でもらった領収書
コピーではなく原本を提出してください。高額療養費申請や確定申告の医療費控除に使用する場合を除き、原則返却いたしません。

申請された助成金は、本部学生部学生課と校友会が書類審査を行った後、書類等に不備がなければ指定銀行口座に振り込み手続きを行います。
なお、助成金は校友会で準会員会費納入状況確認後に書類審査を行うため、給付が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

指定病院



日本大学病院

- 日本大学病院 ……03-3293-1711(代)
- 医学部付属 板橋病院 ……03-3972-8111(代)
- 歯学部付属 歯科病院 ……03-3219-8080(総合案内)
- 松戸歯学部付属病院 ……047-360-7111
- 共立習志野台病院 ……047-466-3018
- 千葉県済生会習志野病院 ……047-473-1281(代)
- 板倉病院(千葉県船橋市) ……047-431-2662
- 藤沢湘南台病院 ……0466-44-1451
- 三島中央病院 ……055-971-4133(代)
- 寿泉堂総合病院(福島県郡山市) ……024-932-6363(代)
- 星総合病院(福島県郡山市) ……024-983-5511(代)